

山口駅周辺地区都市公園特定事業計画

平成29年3月

山 口 市

目 次

1. はじめに	1
2. 山口駅周辺地区バリアフリー基本構想の概要	1
2-1 基本方針.....	1
2-2 重点整備地区並びに生活関連施設及び生活関連経路.....	2
2-3 バリアフリー化事業の枠組.....	4
3. 基本構想における都市公園特定事業	5
3-1 基本構想で位置づけた特定事業	5
3-2 事業の推進について.....	5
4. 都市公園特定事業計画	6

1. はじめに

今日の日本は、急速な高齢化が進み、本格的な高齢社会を迎えるとともに、少子化も同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。

また、障がいの有無に関わらず、生活し、活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念が浸透しつつあります。

このような状況のなか、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」）が平成18年12月に施行され、継続した取組みのため平成23年3月には「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正されました。

本市におきましても、バリアフリー新法に基づき、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図ることが望ましい地区である重点整備地区として「山口駅周辺地区」を選定し、バリアフリーのまちづくりの実現に向け、「山口駅周辺地区バリアフリー基本構想」を平成28年10月に策定しました。

この基本構想で定めた都市公園のバリアフリー化についての方針に従い、「山口駅周辺地区都市公園特定事業計画」を作成し、一体的、集中的にバリアフリー化の事業を実施します。

2. 山口駅周辺地区バリアフリー基本構想の概要

2-1 基本方針

「山口市バリアフリー基本構想」において示された山口市全体のバリアフリー化の基本方針である「山口市のバリアフリー推進の基本的な考え方」を受けつつ、山口駅周辺地区について、その位置づけや特性並びにバリアフリーに関する課題を踏まえて、基本方針を以下のように定め、バリアフリーの取組みを展開します。

- ①山口駅を中心とした一体的なバリアフリー化の推進
 - ・山口駅周辺の安全・安心な歩行者ネットワークの形成を目指し、山口駅を中心とした一体的なバリアフリー化を推進します。
- ②駅通り及び商店街アーケードを軸として、中心市街地のにぎわいづくりに貢献するバリアフリーの回遊空間づくりの推進
 - ・駅通り及び商店街アーケードを軸とした歩行者ネットワークの形成を進め、中心市街地のにぎわいづくりに貢献するバリアフリーの回遊空間づくりを推進します。
- ③多様な人々の協働による心のバリアフリーの推進
 - ・段差解消等のハード的な対策のみではなく、多様な人々の協働により、ソフト的な対策である心のバリアフリーを推進します。

2-2 重点整備地区並びに生活関連施設及び生活関連経路

山口駅を中心として、概ね1kmの範囲を基本とし、高齢者、障がい者を含む多くの人が利用する生活関連施設を含む約83haの区域を重点整備地区の区域として設定します。

重点整備地区においては、主要な「生活関連施設」及びそれらを結ぶ主要な経路である「生活関連経路」を設定し、優先的にバリアフリー化の対応を図ることとします。

■ 主要な生活関連施設

施設分類	生活関連施設
旅客施設	山口駅
官公庁施設	山口地方合同庁舎、山口市役所、山口税務署
福祉施設等	社会福祉センターしらさぎ会館
医療施設	山口病院、丘病院
文化施設	山口市民会館、山口県立山口図書館、山口県立美術館
商業施設	中心商店街、コープやまぐちコープどうもん、山口井筒屋
宿泊施設	サンルート国際ホテル山口
郵便局、銀行	山口中央郵便局、山口銀行山口支店、萩山口信用金庫本店
駐車場	中央駐車場、中市・井筒屋駐車場、道場門前大駐車場、道場門前第1駐車場 中市第2駐車場、大市駐車場、山口中央パーキング
都市公園	亀山公園（ふれあい広場）
その他	一の坂川交通交流広場

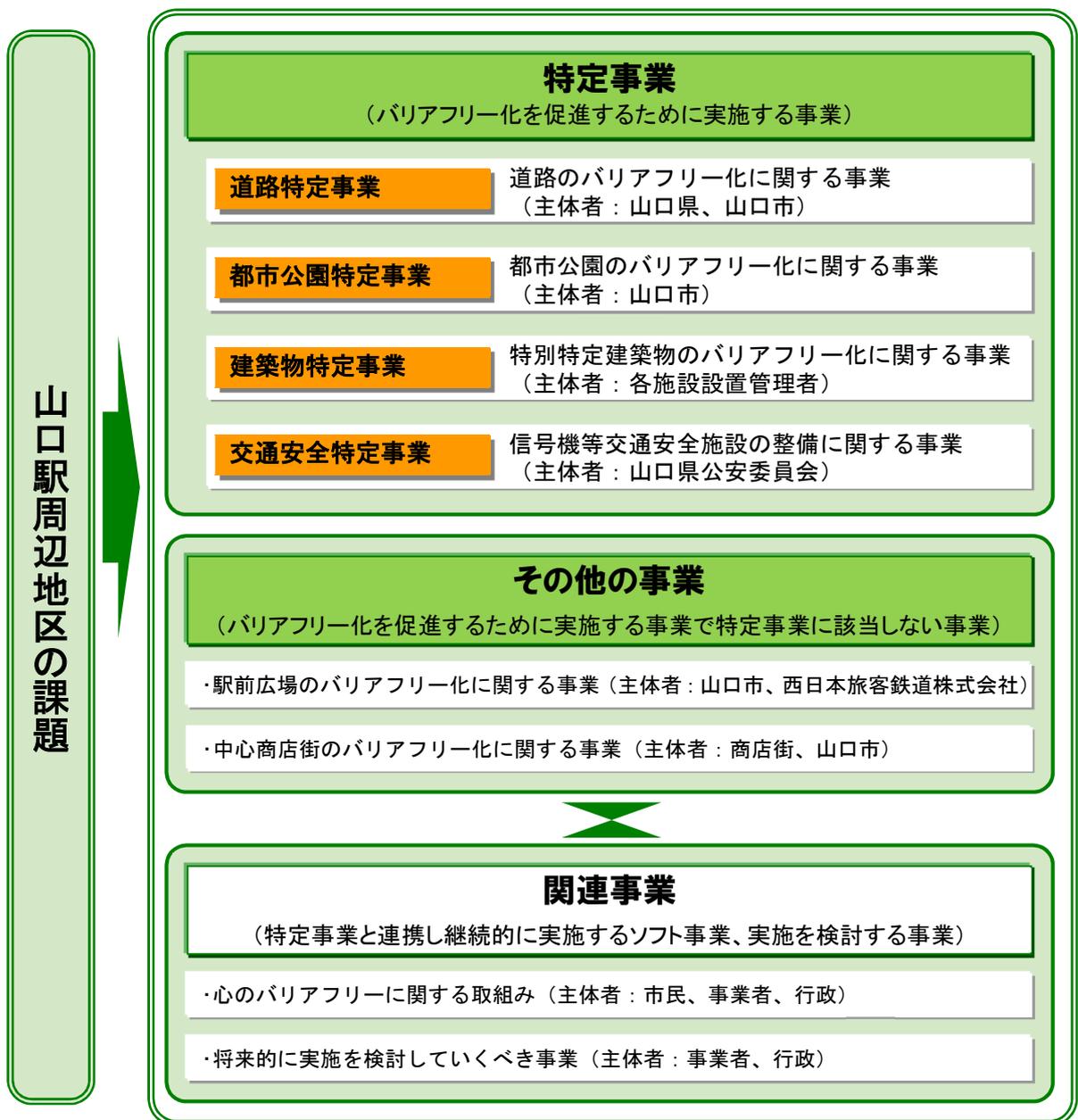
■ 生活関連経路等

経路種別	番号	対象路線	経路種別	番号	対象路線
生活関連経路	①	県道山口秋穂線(駅通り)	準生活関連経路	①	市道東山二丁目道場門前二丁目線
	②	県道巖島早間田線		②	市道太刀売上堅小路線
	③	県道宮野大歳線		③	市道本町二丁目駅通り二丁目線
	④	県道山口秋穂線		④	市道駅通り二丁目2号線
	⑤	市道太刀売上堅小路線		⑤	市道駅通り二丁目1号線
	⑥	市道黄金町野田1号線		⑥	市道中市町2号線
	⑦	市道道祖町旭通り一丁目線(商店街)		⑦	市道上後河原道場門前一丁目線
	⑧	市道中市町中河原線		⑧	市道中河原町線
	⑨	山口駅駅前広場		⑨	市道中央二丁目湯田温泉四丁目線

2-3 バリアフリー化事業の枠組

生活関連施設・生活関連経路のバリアフリー化のための事業については、バリアフリー新法に定義される各施設のバリアフリー化の整備等を行う「特定事業」及び「その他の事業」があり、一方で、バリアフリーに関する課題に対して、ソフト面で継続的に対応を図るべきものや早期対策が困難などの理由により、将来的に実施を検討していくべきものについては「関連事業」として定義し、重点整備地区内の事業については、これら3つに整理しています。

■ バリアフリー化事業の枠組み



3. 基本構想における都市公園特定事業

3-1 基本構想で位置づけた特定事業

事業種別	対象施設等	主な実施内容	実施期間
特定事業	亀山公園 (ふれあい広場)	・園路の改良（舗装の改良） ・トイレの改良（オストメイト対応設備の設置） ・高齢者・障がい者等の利用に適した案内板の整備	中長期

3-2 事業の推進について

基本構想で検討した特定事業について、事業実施についても同時に検討し、可能なものから順次実施していきます。また、関連する他事業の進捗状況に応じ、特定事業計画の見直しも検討していきます。

4. 都市公園特定事業計画

I 施設の名称		
亀山公園（ふれあい広場）		
II 事業の内容・実施予定期間		
事業内容	事業量	実施予定期間
園路の改良	1箇所	平成33年度
トイレの改良	2箇所	平成33年度
案内板の設置	1箇所	平成33年度
III 事業の実施に際し配慮すべき重要事項		
IV 事業計画図		
凡 例		園路の改良
		トイレの改良
		案内板の設置